

## 東海村観光協会共催及び後援に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、東海村観光協会（以下「協会」という。）が協会以外のものを行う行事を共催し、又は後援することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講演会、研究会、競技会その他の集会又は催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義のみの使用をもって支援することをいう。

### (承認の基準)

第3条 協会が共催し、又は後援することができる行事は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 協会の施策の推進に寄与し、かつ、協会の運営方針等に即したもの
- (2) 行事の主催者が次のいずれかに該当すること。
  - ア 国、地方公共団体その他の公共団体
  - イ 村行政の円滑な推進に寄与する事業を行っている公共的団体
  - ウ 協会加盟団体、観光関連団体
  - エ 新聞社、放送局等の報道機関
  - オ アからエに掲げる者を除く団体のうち、公共的性格を有し、かつ、主催者の存在及び基礎が明確で事業遂行能力が十分にあると判断される者
- (3) 行事の開催場所が、公衆衛生、災害防止等について必要な設備を有し、又は措置が講じられていること。
- (4) 入場料等の徴収を伴う行事にあつては、その額が適正なものであると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行事については、共催又は後援をしないものとする。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるもの

- (2) 宗教的活動，政治的活動その他特定の主義又は主張の普及，浸透等を図ることを目的としているもの
- (3) 団体の組織，責任者等が明確でないもの
- (4) 協会の運営に支障を来たすものその他共催又は後援をすることが不適当であると認められるもの

(申請の手続)

第4条 協会の共催又は後援を申請しようとする団体（以下「申請者」という。）は，共催（後援）承認申請書（様式第1号）に，行事内容が明らかになる資料を添えて，会長に提出しなければならない。

(承認の決定)

第5条 会長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，承認すると決定したときは共催（後援）承認決定通知書（様式第2号）により，承認しないと決定したときは共催（後援）不承認決定通知書（様式第3号）により，申請者に通知するものとする。この場合において，会長は必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 会長は，必要があると認めるときは，共催又は後援の承認を受けて行事を行った団体に対し，共催（後援）行事实績報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

(承認の変更等)

第7条 申請者が，第4条の申請書を提出した後に，申請書の記載事項を変更し，又は行事を中止する場合は，速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(承認取消し)

第8条 会長は，共催又は後援の承認をした行事が第3条に規定する承認の基準に反するものであることが判明したときは，その承認を取り消すことができる。

2 会長は，前項の規定により共催又は後援の承認を取り消したときは，共催（後援）承認取消通知書（様式第5号）により，申請者に通知するものとする。